

教職員の時間外労働等の縮減に関する指針

令和2年3月27日
むつ市教育委員会

1 目的

この指針は、教職員が勤務時間以外に職務に関連する作業に従事することが、自身の心身の健康及び福祉に与える影響等を考慮し、勤務時間以外に職務に関連する作業に従事する時間（以下「時間外労働等」という。）の縮減の方策及びやむを得ず時間外労働等を行う場合の留意事項等を示すことによって、教職員の時間外労働等の縮減に資するものである。

2 時間外労働等の上限の目安

(1) 上限の目安時間

- ① 1か月の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日付け文部科学省通知）における在校等時間（以下「在校等時間」という。）の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(2) 特例的な扱い

- ① 上記(1)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

ただし、災害や学校事情等により、やむを得ないと校長が判断した場合は、この限りでない。

3 時間外労働等縮減のための取組方策

(1) 時間外労働等縮減に係る意識の啓発

① 管理職による退校の声がけ

管理職は、時間外労働等をしている教職員の業務内容を確認し、できるだけ

早く業務を終了し、帰宅するよう声かけをすること。また、業務が終了しているのに学校にいることのないよう指導すること。

② 管理職による過重労働に対する意識の啓発

管理職は、教職員が月45時間以上の時間外労働等をした場合、教職員に過重労働になっているという意識を明確に持たせるとともに、対応策について話し合い検討すること。

③ 教職員相互連携の強化

教職員は、青森県立学校職員健康障害防止対策実施要綱及び同運用（平成20年4月1日施行）に基づく「教職員勤務時間記録簿」の活用等により、自らも時間外労働時間の管理を行い、自身の健康管理、維持増進ができるよう他の教職員と連携して業務に取り組むことに努め、過重労働を含めたストレス除去意識を高めること。

（2）計画的に勤務する意識の啓発

① 退校時刻の目標値の設定

教職員は、退校時刻の目標値を定め、計画的に業務を行うように努めること。

② 定時退校日の設定

毎週水曜日を定時退校日に設定し、できる限り勤務終了時刻の退校を目指すこと。定時退校日には管理職だけでなく、教職員も互いに声かけをし定時退校の意識を高めること。

③ 教職員の完全退校時刻の設定

校長は、完全退校時刻を設定し、計画的に業務を遂行する習慣を確立するよう努めること。

④ 「ノ一部活デー」の設定

定時退校日及び週休日のいずれか1日を「ノ一部活デー」として設定し、教職員及び児童生徒の心身の健康増進に努めること。

⑤ 年次有給休暇等の積極的な取得促進

校長は、教職員の年間を通じた計画的な休暇取得の推進に努めること。また、教職員が休暇を計画的かつ積極的に取得しやすい環境づくり、雰囲気づくりに努め、休暇取得の促進につなげること。

（3）業務の改善、廃止、縮減

① 学校行事等の精選及び実施時期の見直し

学校行事や取組などは、年間を通して計画的な運営を工夫するとともに、重要度に応じてランク付けするなどし、可能なものは、廃止、縮減や実施時期の見直しなどをし、ゆとりを持って業務を行えるよう努めること。

② 効率のよい会議運営

各種会議については、議案の精選、計画的な日程設定、資料の事前配付、小規模会議の時間割への組み込み、予定時間の設定をするなど、効率化に努めること。

③ 業務の平準化・適正化

各校務分掌において年間を通じて特定の教職員、分掌または時期に業務が集中しないよう、業務の平準化・適正化を図るため必要に応じて校内の応援体制を組むなど、弾力的・効果的な業務運営に努めること。

4 やむを得ず時間外労働等を行う場合の教職員の健康への配慮

- (1) 時間外労働等が連続・継続することは、教職員の心身の健康及び福祉に弊害を及ぼす恐れがあることから、校長は極力これを避けるよう努めること。また、校長は教職員の時間外労働等を一定期間認めざるを得ない場合（災害や学校事情によってやむを得ないと校長が判断した場合）は、必要最小限に止めるよう努めること。
- (2) やむを得ず教職員が継続して時間外労働等を行う場合（災害や学校事情によってやむを得ないと校長が判断した場合）は、校長は、交代制や作業の分担化など、具体的な手立てを講ずるとともに、教職員の健康状態の把握に十分努めること。